

令和 7 年度 行政評価について

令和8年 8 月
まちづくり政策課

第 6 次松川町総合計画に基づく令和7年度分の取組事業等の行政評価を取りまとめており、概要については以下のとおりです。

各事業等の詳細については、別途配布しました「令和7年度 行政評価」の冊子をご参照ください。

1. 評価手順

第 6 次松川町総合計画の策定に伴い、行政評価の手順も下記のとおり見直しをかけた。従来、内部評価(目的達成度)のみ配点していたところに、外部評価(町民意識調査の結果)による配点を加える。

【外部評価】(5 点満点)

評価対象年度の町民意識調査(地域幸福度 Well-being 指標主観データ)の結果による配点

点数	調査結果の状態
5	取組事業が属する施策領域の関連設問について 5 件法による回答の平均値が 4 以上
4	取組事業が属する施策領域の関連設問について 5 件法による回答の平均値が 3.5～3.9
3	取組事業が属する施策領域の関連設問について 5 件法による回答の平均値が 3.0～3.4
2	取組事業が属する施策領域の関連設問について 5 件法による回答の平均値が 2.5～2.9
1	取組事業が属する施策領域の関連設問について 5 件法による回答の平均値が 2.5 未満

【内部評価】(5 点満点)

取組事業ごとの目的達成度による配点

点数	目的達成度
4	目的達成
3	目的達成度 80%以上
2	目的達成度 50%以上
1	目的達成度 50%未満

取組事業が属する施策領域の地域幸福度指標の客観データが偏差値 50 以上を維持している場合、
+1 の加点 (= 客観指標加点)

【外部評価】(5 点満点) + 【内部評価】(5 点満点) = 合計 10 点満点

2. 令和7年度取組事業の評価

(1) 評価の点数分布

24 の施策領域に紐づいた 157 の取組事業ごとに、令和7年度の町民意識調査(地域幸福度 Well-being 指標に準拠)に基づく外部評価(5 点満点)と事業を担当する課局が算出した目的達成度に基づく内部評価(5 点満点)で評価を行ったところ、次表のとおりとなった。

